

◎ご利用料金表（重要事項説明書別紙）

令和元年10月1日より料金の改定を行いました。つきましては当事業所が提供いたしますサービスの利用に際しましては、下記料金表によりお支払いいただきます。

1. 食 費

対 象 者		区 分	日 額
生活保護受給者		利用者負担	300円
世帯全員が 市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	390円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方等)	利用者負担 第3段階	650円
	上記以外の方 介護保険負担限度額認定 適用外の方	利用者負担 第4段階	1,392円

2. 居 住 費

対 象 者		区 分		日 額
生活保護受給者		利用者負担	1 人部屋	320円
世帯 全員が 市町村 民税非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	2人部屋	0円
	課税年金収入額と合計所得	利用者負担	1 人部屋	420円
	金額の合計が80万円以下の方	第2段階	2人部屋	370円
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担	1 人部屋	820円
	(課税年金収入が80万円超で第2段階以外の方等)	第3段階	2人部屋	370円
上記以外の方		利用者負担	1 人部屋	1,171円
介護保険負担限度額認定 適用外の方		第4段階	2人部屋	855円

※外泊、又は入院をされる場合には、翌日から6日間、月をまたぐ場合は最長で12日間、居住費をいただき
また、この期間中は、介護度別の利用料金ではなく外泊時費用として250円/日いただきます。

3. 介護度別の利用料金

介護度	利用料(日 額)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	567円	1134円	1701円
要介護2	636円	1272円	1908円
要介護3	707円	1414円	2121円
要介護4	776円	1552円	2328円
要介護5	844円	1688円	2531円

4. 加算利用料について

費 目	日 額			内容の説明
	1 割	2 割	3 割	
初 期 加 算	31円	61円	92円	入居後及び30日以上入院をされた後、再度当施設へ入居された場合、30日間算定されます。
日常生活継続支援加算	37円	73円	110円	一定期間の新規入居者数の総数のうち、要介護4・5の新規入居者を70%以上か、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の新規入居者を65%以上か、またはたんの吸引等が必要な入居者を15%以上受入れ、かつ、それぞれ、それに対応できる介護職員の配置が入居者数に対して介護福祉士を6：1以上配置しています。基準を満たさない月はサービス提供体制強化加算となります。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）□	14円	27円	40円	夜勤職員が最低基準を1人以上上回っています。
夜勤職員配置加算（Ⅲ）□	17円	33円	49円	夜勤職員が最低基準を1人以上上回っていることに加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員、又は喀痰吸引等ができる介護職員を配置している場合
配置医師緊急時対応加算	660円	1319円	1978円	配置医師が、施設の求めに応じ、早朝（6～8時）夜間（18～22時）に施設を訪問して入居者の診療を行った場合、1回につき
	1319円	2637円	3955円	配置医師が、施設の求めに応じ、深夜（22～6時）に施設を訪問して入居者の診療を行った場合、1回につき
栄養マネジメント加算	15円	29円	43円	多職種共同により栄養ケアマネジメントが行われ、計画が作成されています。
☆ 低栄養リスク改善加算	305円	609円	913円	低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種共同により栄養改善の計画・調整が行われる場合
再入所時栄養連携加算	406円	812円	1217円	入居者が入院し、大きく異なる栄養管理が必要になった場合、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養計画を作成して施設へ戻った場合、1回に限り
個別機能訓練加算	13円	25円	37円	常勤の機能訓練指導員が配置され、多職種共同により個別機能訓練計画を作成し、それに基づき機能訓練を行っています。
☆ 生活機能向上連携加算	102円	203円	305円	医療施設のリハビリ専門職が施設を訪問し、施設の職員と共同で計画を作成する場合（個別機能訓練加算あり）
☆ 排泄支援加算	102円	203円	305円	排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づいて支援した場合
☆ 褥瘡マネジメント加算	11円	21円	31円	褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的に評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理している場合、（3月に1回）
看護体制加算（Ⅰ）	4円	8円	12円	常勤看護師を配置しています。
看護体制加算（Ⅱ）	9円	17円	25円	常勤看護師が配置基準を1人以上上回って配置している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰイ）	19円	37円	55円	介護職員の総数のうち60%以上が介護福祉士の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰロ）	13円	25円	37円	介護職員の総数のうち50%以上が介護福祉士の場合
療養食加算	6円	12円	18円	医師の食事せんに基づく食事を提供した場合、 <u>1食につき</u>

	看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	146円	292円	438円	入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する計画が作成され、多職種共同により看取りに関する介護が行われた場合。看取り介護加算(Ⅱ)は、さらに実際に施設で看取った場合で、144単位～1580単位/日となります。
	看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	690円	1379円	2069円	
	看取り介護加算 (死亡日)	1298円	2596円	3894円	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	6円	9円	入居者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護にかかる専門的な研修を終了している者を一定数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。また、職員に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達や技術的指導にかかる会議を定期的開催している場合。
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	8円	12円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の条件を満たし、認知症介護の指導にかかる専門的な研修を終了した者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合。また、職種ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または予定している場合。
	若年性認知症入所者受入加算	122円	244円	365円	受入れた若年性認知症利用者の担当を個別に決め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。
	在宅復帰支援機能加算	11円	21円	31円	在宅へ退所するにあたり、利用者や家族・居宅介護支援事業所に対して適切な援助や調整、情報提供などを行った場合。
	在宅・入所相互利用加算	41円	81円	122円	在宅と施設を相互に利用できるよう居宅介護支援専門員と協力し合いながら援助する場合
	障害者生活支援加算(Ⅰ)	27円	53円	79円	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害者、または知的・精神障害者の人数が15人以上の施設
	外泊時在宅サービス利用費用	568円	1136円	1704円	入居者が外泊した時に、施設より提供される在宅サービスを利用した場合
☆	経口維持加算(Ⅰ)	406円	812円	1217円	経口摂取をしており、摂食障害によって誤嚥が認められる入居者について、多職種共同で、食事の観察などを行い、入居者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士などが栄養管理を行った場合
☆	経口維持加算(Ⅱ)	102円	203円	305円	協力歯科医療機関を定めており、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
	経口移行加算	29円	57円	85円	医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入居者ごとに経口による食事の摂取を進めるための計画を作成し、計画に従い管理栄養士等の支援が行われた場合
☆	口腔衛生管理体制加算	31円	61円	92円	歯科医師等が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言や指導を月1回以上行っており、それに基づいて入居者の計画書が作成されている場合。
☆	口腔衛生管理加算	92円	183円	274円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対して月2回以上口腔ケアを行い、歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき計画書が作成されている場合。
☆	介護職員処遇改善加算				介護職員の賃金の改善等への取組みを行っている場合。利用期間中の利用料金合計額から食費と居住費、その他の料金を差し引いた額の0.83%(1割負担者)1.66%(2割負担者)分を別途いただくようになります。
☆	介護職員等特定処遇改善加算				介護職員等の賃金の改善等への取組みを行っている場合。利用期間中の利用料金合計額から食費と居住費、その他の料金を差し引いた額の0.27%(1割負担者)0.54%(2割負担者)分を別途いただくようになります。

☆がついている加算については一月あたりの金額となります。

5. その他の料金

費 目	金 額	内容の説明
電気製品使用料	1,000円/月	コンセントを使用する電気製品を 1つでも 持込んで使用される場合に必要です。貸出しの電気器具などを利用されている場合にも同様となります。ただし、医療器具や介護器具（エアマットや吸引機など）の使用については除きます。
事務管理手数料	500円/月	業者への支払い代行や立替払いに係る費用です。
外出行事等に要する費用	実 費	外出時の飲食代金・入園料等は実費負担となります。施設で企画する行事以外のふるさと訪問など、個人的に行う外出に要する費用としてガソリン代(10円/km)及び有料道路代金を自己負担していただきます。

※上記以外の料金が発生する場合には事前にご連絡いたします。

※電気製品使用料及び事務管理手数料は月額料金設定です。日割計算いたしません。

※電気製品使用料について、電気製品を使用しなくなった場合には職員までご連絡ください。